

平成 14 年 1 月 4 日

緒方アフガニスタン支援総理特別代表の
パキスタン、アフガニスタンおよびイラン訪問について

- 1．緒方貞子アフガニスタン支援総理特別代表は、1月7日（月）から16日（水）まで、パキスタン、アフガニスタンおよびイランを訪問する。
- 2．緒方貞子特別代表は、1月21日、22日の両日、東京で開催予定のアフガニスタン復興支援閣僚級会合の準備の一環として政府が外務省関係局幹部等を派遣するミッションの団長として、アフガニスタンでの支援ニーズを現場で正確に把握し同会合に反映させるため各訪問国において政府要人と会談を行う。

平成 14 年 1 月 8 日

ハイチに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

1．わが国政府は、ハイチ共和国政府に対し、「食糧増産援助」として、3億円を限度とする額の無償資金協力をを行うこととし、このための書簡の交換が、1月7日（日本時間8日）ポルトープランスにおいて、わが方北沢寛治在ハイチ臨時代理大使と先方ジョゼフ・フィリップ・アントニオ外務大臣（S.E. Monsieur Joseph Philippe ANTONIO, Ministre des Affaires étrangères）との間で行われた。

2．ハイチの基幹産業は農業であり、労働人口の約65%が農村部で農業を営み、コメ、トウモロコシ、根茎類、豆類、プランタン等を栽培している。国土の20%を占める耕地は起伏の激しい山岳地帯が多く、耕作適地が僅か7.2%と農業基盤は脆弱である。その上、長期に亘った軍事政権、国連の経済封鎖等の影響で農業資機材が慢性的に不足しており、天水に依存した小規模の在来農法のもとで農業生産性は低迷し、不足した食糧は諸外国からの輸入や援助に依存している。さらに、肥料の生産工場が存在しない同国においては、肥料を全て輸入に依存しており、近隣諸国に比して食糧作物生産は低い収量にとどまっている。

このような状況を改善すべく、ハイチ政府は食糧増産のための政策として食糧自給の実現、収量の増加、輸出作物の生産強化を目標に掲げ、技術指導による肥料の普及に力を入れており、近年はわが国食糧増産援助の効果もあって、施肥による増産効果が徐々に農民に浸透しつつある。

このような状況の下、ハイチ政府は、食糧および食糧作物増産のための肥料の購入に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

平成 14 年 1 月 8 日

日仏次官協議の開催について

- 1 . 日仏次官協議は、1 月 1 0 日（木）、パリにおいて開催される。
- 2 . この協議には、日本側から野上義二外務事務次官が、仏側からロイック・エヌキン外務次官がそれぞれ出席する。
- 3 . この協議では、二国間関係、国際情勢等について意見交換を行う予定である。

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 6 . 在キューバ特命全権大使 | (Mr. Saburo Yuzawa) 馬 淵 睦 夫 |
| 7 . 在グアテマラ特命全権大使 | (Mr. Mutsuo Mabuchi) 上 野 景 文 |
| 8 . 在コスタリカ特命全権大使 | (Mr. Kagefumi Ueno) 松 井 靖 夫 |
| 9 . 在コロンビア特命全権大使 | (Mr. Yasuo Matsui) 鹿 野 軍 勝 |
| 10 . 在ジャマイカ特命全権大使 | (Mr. Gunkatsu Kano) 大 塚 功 |
| 11 . 在チリ特命全権大使 | (Mr. Isao Otsuka) 成 田 右 文 |
| 12 . 在ドミニカ（共）特命全権大使 | (Mr. Yubun Narita) 野 上 武 久 |
| 13 . 在トリニダード・トバゴ特命全権大使 | (Mr. Takehisa Nogami) 高 木 量 |
| 14 . 在ニカラグア特命全権大使 | (Mr. Ryo Takagi) 清 水 訓 夫 |
| 15 . 在パナマ特命全権大使 | (Mr. Kunio Shimizu) 松 津 光 威 |
| 16 . 在パラグアイ特命全権大使 | (Mr. Mitsui Matsuzu) 伊 藤 庄 亮 |
| 17 . 在ブラジル特命全権大使 | (Mr. Shosuke Ito) 鈴 木 勝 也 |
| 18 . 在ペルー特命全権大使 | (Mr. Katsunari Suzuki) 木 谷 隆 |
| 19 . 在ボリビア特命全権大使 | (Mr. Takashi Kiya) 佐々木 肇 |
| 20 . 在ホンジュラス特命全権大使 | (Mr. Hajime Sasaki) 竹 元 正 美 |
| 21 . 在メキシコ特命全権大使 | (Mr. Masami Takemoto) 堀 村 隆 彦 |
| 22 . 在スリナム臨時代理大使 | (Mr. Takahiko Horimura) 永 井 彰 |
| 23 . 在ハイチ臨時代理大使 | (Mr. Akira Nagai) 北 沢 寛 治 |
| 24 . 在米特命全権公使 | (Mr. Kanji Kitazawa) 安 藤 裕 康 |
| | (Mr. Hiroyasu Ando) |

平成13年1月9日

平成13年度中南米大使会議の開催について

1. 外務省は、平成13年度中南米大使会議を、1月16日(水)から18日(金)まで、東京(外務省)において開催する。
2. この会議には、中南米各国駐在大使および域外から在米大使館公使が参加するとともに、本省から関係局部の幹部ほかが出席する。
3. この会議では、近年の中南米における地域統合や同地域と東アジア諸国との関係緊密化に関する今後の展望等を中心に議論を行い、今後のわが国の対中南米外交のあり方につき討議する。
4. なお、本会議出席大使は、総理表敬、自民党外交関係合同部会、日本・中南米議員連盟および経済団体(経団連、日本商工会議所)との懇談等を行う予定である。

平成13年度中南米大使会議 出席予定者リスト

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 在アルゼンチン特命全権大使 | 渡邊俊夫 (Mr. Toshio Watanabe) |
| 2. 在ベネズエラ特命全権大使 | 伊藤昌輝 (Mr. Masateru Ito) |
| 3. 在ウルグアイ特命全権大使 | 稲川照芳 (Mr. Teruyoshi Inagawa) |
| 4. 在エクアドル特命全権大使 | 戸田勝規 (Mr. Masanori Toda) |
| 5. 在エルサルバドル特命全権大使 | 湯沢三郎 |

平成14年1月9日

アジア欧州会合（ASEM）環境大臣会合の開催について

- 1．アジア欧州会合（ASEM）環境大臣会合が、1月17日（木）、18日（金）の両日、北京において開催される。
- 2．この会合には、わが国から川口順子環境大臣、森元誠二外務省国際社会協力部外務参事官ほか出席する予定である。また、ASEM参加国からシンガポールのリム・スイセイ環境大臣、スウェーデンのシェル・ラーション環境大臣ほか出席する予定である。

なお、川口環境大臣は、本会合に出席するほか、環境分野の諸問題について中国政府関係者と協議を行う予定である。
- 3．この会合では、（1）ASEM参加国間の環境連携の推進、（2）国際的な環境問題、（3）持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の準備等の議題の下、意見交換を行う予定である。
- 4．この会合は、平成12年10月、ソウルにおいて開催された第3回ASEM首脳会合において、ASEM参加国間の環境保護と持続可能な開発分野における協力の強化と発展を目指すため、中国とドイツにより開催が提案されたものである。

平成14年1月9日

山口総理大臣特使の新コロール・バベルダオブ橋完成記念式典への出席について

- 1．山口泰明総理大臣特使（前外務大臣政務官）は、1月11日（金）にパラオにて行われる新コロール・バベルダオブ橋の完成記念式典に出席するために同国を訪問する。
- 2．新コロール・バベルダオブ橋は、96年に崩落した旧橋に替わるものとして、わが国の無償資金協力により2001年12月末に完成したものである。新橋の完成により、首都の所在するコロール島とパラオ唯一の国際空港や発電所、電話局が置かれているバベルダオブ島とが結ばれることによって、住民の移動および物資の輸送が円滑に行われ、また、コロール島への送水路および通信網等が確保でき、パラオ国民生活の安定および社会経済開発の促進に資することが期待されている。
- 3．パラオ政府は、わが国の協力に感謝し、この橋を「日本・パラオ友好橋」と命名したほか、記念切手を発行する予定である。
- 4．山口特使は、パラオ滞在中、レメンゲサウ大統領をはじめパラオの要人との会談を行う予定であり、また、パラオ国内のペリリュー島およびグアムの日本人慰霊碑への献花を行う予定である。

<参考>新コロール・バベルダオブ橋建設計画

供与金額：32.21億円（99年6月に交換公文署名）

案件内容：1996年にパラオの首都があるコロール島と国際空港等が存在するバベルダオブ島を結ぶ橋梁が崩壊したため、新たな橋梁を建設。1999年度末より着工、2001年末完成。

平成14年1月9日

山口総理大臣特使のアフリカ訪問について

- 1．山口泰明総理大臣特使（前外務大臣政務官）は、1月13日（日）から20日（日）まで、カメルーン、セネガル、マリを訪問する。
- 2．山口特使は、小泉純一郎総理からポール・ビヤ・カメルーン大統領、アブドゥライ・ワッド・セネガル大統領、アルファ・ウマール・コナレ・マリ大統領への書簡を携行し、訪問国要人との意見交換を行う予定である。
- 3．カメルーン、セネガル、マリの三カ国に対しては、昨年12月に東京で開催した、アフリカ開発会議（TICAD）閣僚レベル会合に際しての協力に対して改めて謝意を表明するとともに、2003年後半に開催予定の第3回アフリカ開発会議（TICAD）に向けて協力要請を行うことを目的とし、同閣僚レベル会合開催に携わった山口特使を派遣することとしたものである。

平成 14 年 1 月 9 日

ガボンのオマール・ボンゴ大学に対する文化無償協力について

1 . わが国政府は、ガボン共和国政府に対し、オマール・ボンゴ大学が医学研究機材（生物顕微鏡、パラフィン包埋装置他）を購入するため（the supply of medical research equipment to the University of Omar Bongo）、2,660 万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が 1 月 9 日（水）、リーブルビルにおいて、わが方藤原定在ガボン大使と先方ジャン・ピン外務・協力・仏語圏大臣（Jean PING, Minister of Foreign Affairs, of Cooperation and of French Speaking Countries）との間で行われた。

2 . オマール・ボンゴ大学は 1970 年に設立され、約 1 万人の学生を擁している。1976 年に同大学内に開設された医学部は医学研究機関として、ガボン国内のみならず、中央アフリカ、赤道ギニア等近隣国からも送られてくる医学標本に対する組織学・病理学的検査を行うとともに、医科生、看護学生に対する教育が行われている。しかしながら、現在使用されている研究機材は老朽化が著しく、新たな機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、ガボン政府は、オマール・ボンゴ大学が医学研究機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月10日

杉浦外務副大臣の中国訪問について

- 1．杉浦正健外務副大臣は、1月14日（月）から18日（金）まで、中国を訪問する。今回の訪問は、本年が日中国交正常化30周年の節目の年にあたることから、その年頭に両国の高いレベルで意見交換を行い、日中関係の一層の強化を目指すものである。
- 2．杉浦副大臣は、北京滞在中、中国側関係者との間で、国交正常化30周年を記念して行われる「日本年」・「中国年」活動を含む本年の日中関係の取り進め方等について意見交換を行う予定である。
- 3．また、杉浦副大臣は、北京のほかに西安および天津を訪問し、それぞれの地方指導者とも意見交換を行う予定である。

平成14年1月10日

沖縄シンポジウム「ポップ・ミュージックがつなぐアジア」の開催について

- 1．沖縄シンポジウム「ポップ・ミュージックがつなぐアジア」は、2月1日（金）、沖縄（沖縄コンベンションセンター）において、外務省と沖縄県の共催で開催される。
- 2．このシンポジウムには、パネリストとして、日本、韓国、中国、香港、タイ、インドネシア、シンガポールから、歌手・プロデューサー、メディア関係者8名が出席する。司会は篠崎弘朝日新聞学芸部ラジオテレビ編集長と、関谷元子POP ASIA誌編集長が務める。
- 3．このシンポジウムは、近年、アジアの国や地域のポップ・カルチャー（若者大衆文化）が国境を越えて活発な交流を見せるようになってきた現状を踏まえ、アジア各国で音楽を中心とするポップ・カルチャーの前線に携わっている関係者が、日本の中でも独特の文化を保存し、大きな存在感を示している沖縄で一堂に会し、若者文化のアジア諸国間交流をテーマに、現状分析、交流促進の方策を議論することで、今後のより具体的活動や施策、活動の基盤作りに努めることを目的とする。

平成14年1月11日

ニカラグアに対する無償資金協力（セクタープログラム無償資金協力）について

- 1．わが国政府は、ニカラグア共和国政府に対し、8億円の無償資金協力（セクタープログラム無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が1月10日（日本時間11日）、マナグアにおいて、わが方清水訓夫在ニカラグア大使と先方ノルマン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣（Norman Jose Cardera Cardenal, Ministro de Relaciones Exteriores）との間で行われた。
- 2．ニカラグアでは、1979年に勃発した内戦が1990年に終結し、内戦後に発足した前チャモロ政権および現アレマン政権が内戦で疲弊した国内経済再建に取り組んだ結果、90年に10,000%を越えたハイパーインフレも収束した。その後、1990年代後半の旱魃や1998年のハリケーン・ミッチ等の自然災害に見舞われ、一時期インフレ率の上昇が見られたものの、1999年、2000年には落ち着きを取り戻している。
履行義務の不実行等により1996年に一旦中断された国際通貨基金（IMF）による拡大信用供与は、アレマン政権発足後の所有権法可決、税制改革法の成立等を受け、1998年3月に再開が承認された。その後、公的部門改革、国营企業の民営化、金融システム改革、社会保障改革のための努力を進めてきている。
今回のセクタープログラム無償資金協力は、同国の構造調整計画の実施を支援するもので、ニカラグア政府が経済構造改善の推進に必要な商品を輸入する代金の支払いのために使用される。
- 3．このセクタープログラム無償資金協力によって、現地通貨コルドバで積み立てられる見返り資金は、生産分野、社会投資分野および民主化支援分野のために使用される。

平成14年1月11日

ニカラグアの「太平洋側地域医療センター整備計画」に対する
無償資金協力について

1. わが国政府は、ニカラグア共和国政府に対し、「太平洋側地域医療センター整備計画」の実施に資することを目的として、4億5,700万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月10日（日本時間11日）、マナグアにおいて、わが方清水訓夫在ニカラグア大使と先方ノルマン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣（Norman Jose Caldera Cardenal, Ministro de Relaciones Exteriores）との間で行われた。
2. ニカラグアは、内戦の影響もあり全人口の53%が子供であるため、母子の健康が保健・医療分野の最優先課題とされているが、依然として劣悪な状況にある。このため同国政府は、一次医療レベルの中核を担っている保健センターの拡充を推進しているが、施設、機材ともに不足しており、十分な基本的医療サービスを提供することが困難である。
このような状況の下、ニカラグア政府は「太平洋側地域医療センター整備計画」を策定し、この計画のための太平洋側地域3県（マナグア、マサヤ、リバス）に位置する、緊急に改善を要する7保健センターの建設および医療機材整備に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、保健センターの診療・検査効率が向上し、対象地域の住民への医療サービスが改善されることが期待される。

平成14年1月11日

第11回日中文化交流政府間協議の開催について

- 1．第11回日中文化交流政府間協議は、1月16日（水）、北京において、開催される。
- 2．この協議には、日本側から横田淳外務省文化交流部長をはじめ、外務省、文部科学省、文化庁、国際交流基金の関係者が、中国側から丁偉文化部对外文化聯絡局局長ほかがそれぞれ出席する。
- 3．本年は日中国交正常化30周年を記念した2002年「日本年」・「中国年」の実施が予定されていることもあり、この協議では、同周年行事の他、両国間の文化交流の評価と展望、今後の文化交流の一層の促進をはかり、相互理解を深め、友好関係の維持・発展に資するための方策等につき意見交換する予定である。
- 4．なお、この協議は、ほぼ2年に一回開催されており、前回は2000年6月に東京において開催された。

平成14年1月11日

日中韓経済局長協議の開催について

- 1．日中韓経済局長協議は1月16日（水）、東京（帝国ホテル）において開催される。
- 2．この協議には、日本側から北島信一外務省経済局長および佐野忠克経済産業省通商政策局長が、中国側から易小准対外貿易経済合作部国際司司長が、韓国側から李晟周（イ・ソンジュ）外交通商部多者通商局長がそれぞれ出席する。
- 3．この協議では、日中韓3カ国間の協力関係を強化すべく、WTO（世界貿易機関）やAPEC（アジア太平洋経済協力）をはじめ国際経済の諸課題につき幅広く意見交換を行う予定である。

平成14年1月13日

イエメンに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、イエメン共和国政府に対し、2億4,485万4,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月13日（日）、サナアにおいて、わが方大木正充在イエメン大使と先方アフマド・ムハンマド・スーフアーン計画開発大臣（Mr. Ahmed Mohammed Sofan, Minister of Planning and Development）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、南北統一前のイエメン・アラブ共和国（旧北イエメン）政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年9月から10月に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの返済額に相当する額を供与するものであり、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、イエメンの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務救済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、かかる決議に鑑み、イエメンとわが国の友好関係を強化することを目的として、わが国政府の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年1月13日

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の
協定の署名について

- 1．新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の署名は、1月13日（日）シンガポールにおいて、日・シンガポール首脳会談の際に、わが方小泉純一郎内閣総理大臣と先方ゴー・チョクトン首相との間で行われた。
- 2．この協定の締結によって、貿易・投資の自由化および円滑化のみならず、幅広い分野においてわが国とシンガポール共和国の間で経済上の連携が強化されることを通じ、両国経済が一段と活性化することが期待される。

平成14年1月14日

パプアニューギニア国立美術博物館に対する文化無償協力について

- 1．わが国政府は、パプアニューギニア政府に対し、国立美術博物館が視聴覚機材を購入するため（the Supply of audio-visual Equipment to the National Museum and Art Gallery）、3,760万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月14日（月）、ポートモレスビーにおいて、わが方田中辰夫在パプアニューギニア大使と先方ジョン・ワイコ外務大臣（Mr. John D. Waiko, Minister for Foreign Affairs）の間で行われた。
- 2．パプアニューギニア国立美術博物館は、同国の伝統的儀式、踊りなどの無形文化財、絵画・彫刻・工芸品等の有形文化財および戦争遺品等を保存・修復するとともに、これらの文化財等を展示すること目的とした同国随一の規模と収蔵物を有する施設である。同国の生活様式は、伝統的な生活から近代的な社会生活に急速に変化しており、無形文化を中心とする同国の伝統文化の保存は、緊急の課題となっている。しかし、同美術博物館の機材は老朽化が著しく、作業に支障をきたしているが、財政状況の制約から機材の更新および拡充が困難な状況にある。
このような状況の下、パプアニューギニア政府は、国立美術博物館が視聴覚機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月14日

モンゴルに対する無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）について

1．わが国政府は、モンゴル国政府に対し、同国の経済構造改善努力推進および債務問題を含む経済困難緩和に寄与することを目的として、12億円の無償資金協力（ノンプロジェクト無償資金協力）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月14日（月）、ウランバートルにおいて、わが方花田曆公在モンゴル大使と先方エルデネチヨローン外務大臣（Luvsangiin Erdenechuluun, Minister for Foreign Affairs）との間で行われた。

2．モンゴルは、世界銀行・国際通貨基金（IMF）との連携・協調の下、これまで着実に経済構造改善努力を実施してきた。しかしながら、同国の主要輸出産品である銅、カシミア等の国際価格下落や雪害等の自然災害の影響により、1999年には3.2%であったGDP（国内総生産）成長率も2000年には1.1%に低下している。さらに本格的な対外公的債務の返済も大きな負担となっており、慢性的な財政赤字を抱えているモンゴル経済は非常に厳しい状況にある。

このような状況の下、モンゴル政府は同国の経済的困難からの脱却を図るために必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

この資金は、モンゴル政府により同国における経済構造改善努力推進に必要な商品の輸入代金支払いのために使用される。

平成14年1月14日

ケニアの「アティ橋・イクサ橋架け替え計画」ほか1件に対する
無償資金協力について

- 地方の交通事情改善および食糧安定供給のための支援 -

1. わが国政府は、ケニア共和国政府に対し、「アティ橋・イクサ橋架け替え計画」および「食糧増産援助」の実施に資することを目的として、合計7億2,700万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月14日(月)、ナイロビにおいて、わが方細谷龍平在ケニア臨時代理大使と先方クリストファー・オブレ大蔵大臣(Christopher M. Obure, Minister for Finance)との間で行われた。

(1) アティ橋・イクサ橋架け替え計画： 2,700万円

「the project for Reconstruction of Athi Bridge and Ikutha Bridge」

(2) 食糧増産援助： 7億円

「Grant aid for increase of food production」

2. 「アティ橋・イクサ橋架け替え計画」

ケニアでは、物流の大部分を道路輸送に依存しており、第8次国家開発計画(1997から2001)の中でも道路・橋梁整備は重点分野となっている。この計画の一環として地方道路網修復計画を策定し、基礎的な運輸条件の提供、道路事業の実施とその波及効果による雇用の増加、道路事情の改善による投資・開発の促進、行政の効率性の確保を目標にしている。

しかし、1997年10月にエルニーニョ現象の影響によるとみられる異常降雨があり、インド洋沿岸地方で多くの中小橋梁が流失した。1998年に入っても雨期はすぐには明けず、その結果、ケニア中部・西部において多くの中小道路橋梁が流失し、一部は公共事業省によって応急処置されたが、多くの箇所は十分な措置がされないまま放置され道路交通上の障害となっている。

特に、東部州キツイ郡は、ケニア有数の農業地帯で、とうもろこし、バナナ、豆、綿花を栽培しているほか、畜産や酪農も盛んであり、ナイロビ市およびモンバサ市への農産・畜産物の出荷地となっている。しかし、キツイ郡とモンバサ市を結ぶ交通の要所となっている準幹線道路であるB7号線上に、アティ橋およびイクサ橋が位置しているが、異常降雨の被害を受けている。イクサ橋は橋自体の流出は免れたものの、橋脚部が被害を受けており修復が必要とされており、アテ

ィ橋は橋そのものが流失し、現在はベイリー橋が臨時に架橋されているものの、車線が不足している等交通に支障を来たしており、恒久的な橋梁の架設が望まれている。

このような状況の下、ケニア政府は、東部州において、異常降雨による被害が大きくかつ復旧による裨益効果の大きいアティ橋・イクサ橋の復旧を目的とした「アティ橋・イクサ橋架け替え計画」を策定し、この計画の実施のための橋梁の架け替えに係わる詳細設計に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

3. 「食糧増産援助」

ケニアにおいて農業は、GDP（国内総生産）の約30%、総就労人口の約77%を占める基幹産業となっている。他方、国土の13%に過ぎない耕作適地に総人口の75%が集中し、新たな耕作地の拡大が困難であるため、近年、農業生産は停滞傾向にある。ケニア国政府は、2010年までに主要食用作物の自給達成を目標として、農機、肥料、農薬等の投入により、限られた耕地の生産性向上を図り、単位面積当たりの収量の増加に取り組んでいる。

このような状況の下、ケニア政府は主要食用作物の生産性向上のために使用する農機、肥料、農薬の購入に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月14日

ケニア・ウタリー大学に対する文化無償協力について

1．わが国政府は、ケニア共和国政府に対し、ケニア・ウタリー大学がLL機材および視聴覚機材（語学研修用機材、ビデオ映写機材他）を購入するため（the supply of equipment for language laboratories and audio-visual equipment to the Kenya Utalii College）、4,630万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月14日（月）、ナイロビにおいて、わが方細谷龍平在ケニア臨時代理大使と先方クリストファー・オブレ大蔵大臣（Mr. Christopher M. Obure, Minister for Finance）との間で行われた。

2．ケニア・ウタリー大学は1975年に設立され、ケニアを支える産業の一つである観光産業の担い手となる人材を育成する目的で設立され、海外からの観光客に対応できるよう外国語の授業が行われており、ケニアにおける日本語学科が存在する唯一の大学となっている。同大学は授業の拡充に必要な機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、ケニア政府は、ケニア・ウタリー大学がLL機材および視聴覚機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月15日

ミャンマーの「人材育成奨学計画」に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、ミャンマー連邦政府に対し、「人材育成奨学計画」(the Project for Human Resource Development Scholarship)の実施に資することを目的として、2億300万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月15日(火)、ヤンゴンにおいて、わが方津守滋在ミャンマー大使と先方ソー・ター国家計画経済開発大臣(H.E.U Soe Tha, Minister for National Planning and Economic Development)との間で行われた。
2. ミャンマーでは1996年から2000年7月まで大学が全面的に閉鎖される等、高等教育を取り巻く政治的環境は厳しいものがあり、将来同国でリーダーシップを発揮できる優秀な行政官・企業家等の人材を育成するには困難な状況にある。また、社会主義体制が長かったため、現在進行しつつある市場経済化に対応すべき知識を有する人材も限られている。大学教官についても全体的な教員不足が指摘されており、かつて欧米で学んだ世代と海外で学ぶチャンスが少なかった中堅・若手との世代間格差も問題となっている。

このような状況の下、ミャンマー政府は、人材育成における留学制度の果たす重要な役割に鑑み、「人材育成奨学計画」を策定し、この計画のための現地における事前教育、渡航費、滞在費、学費等の資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. 本件は、こうしたミャンマー政府の要請に対し、一般無償資金協力の枠内で導入されている留学生支援無償により支援を行うものである。これにより、日本に留学する約20名の学生が支援を受けることになる。

なお、本制度により、昨年度までにウズベキスタン、ベトナム、ラオス、カンボジアからの留学生を受け入れており、本年度はこれら4カ国にモンゴル、バングラデシュ、ミャンマーを追加した7カ国から約160名を受け入れる予定である。

平成14年1月16日

植竹外務副大臣の韓国訪問について

(2002年日韓国民交流年オープニング記念行事への出席)

1. 植竹繁雄外務副大臣は、1月21日(月)から22日(火)まで韓国を訪問する。
2. 植竹副大臣は、滞在中、ソウル(グランド・ハイヤット・ソウル)において開催される2002年日韓国民交流年のオープニング記念行事に日本側主賓として出席する。
3. わが国政府としては、この日韓国民交流年を機に、両国国民間の相互理解を深めるための草の根事業を含む様々な交流事業が数多く展開され、両国国民の交流の幅が拡大すると共に、未来に向けた両国の信頼・協力関係が確固たるものとなるよう期待する。

(参考) 21日の韓国(ソウル)における日本国大使館主催のオープニング記念行事では、「豊の国 ゆふいん源流太鼓」および韓国創作太鼓グループ「トゥドゥラク(Doodrock)」によるデモンストレーション公演、オープニング記念式典およびレセプションなどが行われる予定である。

なお、日本における記念行事は、28日に東京(国立劇場)において韓国大使館主催で開催し、オープニング記念式典に引き続き日本側から伝統芸能家の公演(山勢松韻の箏曲、青木鈴慕の尺八、山本東次郎の狂言等)が、韓国側から太鼓(プク)とディディム(Didim)舞踊団による創作舞踊の公演が行われる予定である。

平成14年1月16日

在スロバキア日本国大使館の開館について

- 1．わが国政府は、1月22日（火）、スロバキアの首都ブラチスラバ市に在スロバキア大使館を開館する。
- 2．わが国は、最近著しいスロバキアの国際的地位の向上やわが国とスロバキアとの二国間関係の発展等にかんがみ、今般、在スロバキア大使館を開館することとしたものである。
- 3．今般の在スロバキア大使館の開館により、わが国とスロバキアとの関係の更なる発展が期待される。

（参考）

- 1．わが国は、1993年1月1日のスロバキア独立と同時に同国を国家承認し、同年2月3日に外交関係を開設した。
- 2．在スロバキア日本国大使館所在地：Hlavne namestie 2, Bratislava

平成14年1月17日

南アフリカの「クワズール・ナタール州医療施設向上計画」
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、南アフリカ共和国政府に対し、「クワズール・ナタール州医療施設向上計画(the Project for Improvement of the Health Facilities in the KwaZulu-Natal Province)」の実施に資することを目的として、10億4,700万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、1月16日(日本時間17日)、プレトリアにおいて、わが方榎泰邦在南アフリカ大使と先方チャバララ・ムシマング保健大臣(Dr.M.E.Tshabalala-Msimang, Minister of Health of the Republic of South Africa)との間で行われた。
2. 南アフリカでは、1994年に全人種参加の民主的選挙によりマンデラ政権が成立したが、長きにわたったアパルトヘイト政策の結果としてもたらされたあらゆる面での人種的格差は極めて大きい。旧ホームランドをはじめとする黒人居住地域では医療施設および医療従事者の不足、機材の老朽化が深刻であり、エイズ、結核等の感染症や、栄養不良等の疾病が蔓延している。
中でもクワズール・ナタール州は南アフリカでも最貧困州の1つであり、劣悪な医療体制により、乳児死亡率等の保健医療指標は全国平均に達していない。
このような状況の下、南アフリカ政府は、クワズール・ナタール州の中でも、多くの旧ホームランドを含むDC28地区において「クワズール・ナタール州医療施設向上計画」を策定し、この計画のために必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
3. この計画の実施により、クワズール・ナタール州DC28地区において地域保健センターが建設され、地区病院、クリニック等に機材が供与されることで、当地区の医療診療活動が向上し、76万人の住民が良質かつ適切な治療を受けられるようになる。

(参考) ホームランドとは、旧白人体制下におけるアパルトヘイト政策に基づく黒人自治地域のこと。1994年の南ア民主化時に4つの独立ホームランドと6つの自治ホームランドがあった。(総面積は南ア全土の13%)

平成14年1月17日

バングラデシュに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国際連合貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、バングラデシュ人民共和国政府に対し、45億1,524万8,000円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が1月17日（木）、ダッカにおいて、わが方小林二郞在バングラデシュ大使と先方アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官（Dr.Anisul Huq Chowdhury, Secretary, Economic Relations Division, Ministry of Finance）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、バングラデシュ政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務（平成13年9月から10月に返済期限が到来した元本および約定利息）のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、バングラデシュの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物の購入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることを踏まえ、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、または、その他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、バングラデシュとわが国との友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年1月17日

マドゥーロ・ホンジュラス共和国大統領就任式典への特派大使派遣について

1．わが国政府は、1月27日（日）にホンジュラス共和国の首都テグシガルパで行われる予定のリカルド・マドゥーロ・ジョエスト大統領（H.E.Mr.Ricardo Maduro Joest, President of the Republic of Honduras）の就任式典に、清水嘉与子（しみず・かよこ）参議院議員（自民党）を特派大使として派遣することとした。

2．わが国とホンジュラスは、伝統的に友好関係にあり、かつ近年、経済・技術協力、文化交流などを通じ、両国関係がますます緊密化している現状に鑑み、特派大使を派遣することとした。

（参考）ホンジュラスでは、昨年11月25日に実施された大統領選挙で、最大野党・国民党のマドゥーロ候補が52.21%の得票率で当選した。

平成14年1月18日

アフガニスタン難民・避難民に対する援助について

1. わが国政府は1月18日(金)、アフガニスタン難民・避難民の窮状を緩和するため、国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)、国連人道問題調整事務所(OCHA)、赤十字国際委員会(ICRC)に対し、総額5,949万5,790ドル(63億6,604万9,000円)の拠出を行うことを決定した。財源は、予備費を使用する。なお、この内、地雷対策支援関係は総額1,922万6,778ドル(20億5,726万5,000円)である。
2. 各国連機関等に対する拠出額及び支援内容は、次のとおり。
 - (1) UNDP
拠出額：1,840万2,778ドル(約19億7,000万円)
支援内容：アフガン難民・避難民向け雇用創出、基礎的インフラの復旧(300万ドル(約3億2,000万円))および緊急に必要な地雷除去関連機材を完全に整備するための支援(約1,540万ドル(約16億5,000万円))
 - (2) UNHCR
拠出額：1,560万ドル(約16億7,000万円)
支援内容：アフガン難民・避難民向けシェルター・インフラの整備、生活用品の支給、難民の輸送等
 - (3) UNICEF
拠出額：1,457万2,000ドル(約15億6,000万円)
支援内容：アフガン国内児童向け保健・栄養関連支援および保護等
 - (4) OCHA
拠出額：561万6,163ドル(約6億円)
支援内容：国連機関等間の活動調整支援等(約279万ドル(約3億円))およびアフガニスタン人道援助調整官事務所(UNOCHA)による地雷除去活動の支援(約282万ドル(約3億円))
 - (5) ICRC
拠出額：530万4,849ドル(約5億7,000万円)
支援内容：アフガン国内の避難民向け食料・医療品の支給等(約430万ドル(約4億6,000万円))、地雷犠牲者に対する義肢の供与および地雷啓発活動(100万ドル(約1億1,000万円))
3. わが国は、昨年10月4日、同年9月27日に国連が発出したアフガン難民支

援活動に関するドナー・アラート（支援国への警報）を踏まえ、その後の具体的
拠出要請に応じて、全体として20%程度、最大1億2,000万ドルまでの支
援を行う用意がある旨を発表した。今回の援助は、この拠出の一環として、これ
までに国連機関等より発出された具体的要請の内容等を検討し、これまでに拠出
を行った4,271万ドルに加えて、さらに5機関の要請のうち緊急に支援が必要
であると判断されるものについて拠出を行うこととし、その財源として予備費
を使用してこれに充てることとしたものである。

平成14年1月18日

テロ対策特別措置法に従って行われる英国軍隊等への物品等の提供に関する
日英間の書簡の交換について

- 1．テロ対策特別措置法に従って行われる英国軍隊等への物品等の提供に関する日英間の書簡の交換は、1月18日（金）、東京において、わが方田中眞紀子外務大臣と先方ジャック駐日英国臨時代理大使との間で行われた。
- 2．この書簡の交換は、昨年10月5日のテロ対策特別措置法案と武器輸出三原則との関係についての内閣官房長官談話において、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等の実施に際しての武器等の輸出に当たり、提供先国政府等との間での国際約束等により、当該武器等の使用が国際連合憲章と両立するものでなければならぬことおよび当該武器等がわが国政府の事前同意なく第三者に移転されないことを担保することを条件とするとされていることから、同法に基づくわが国の協力の相手である英国政府との間で、これらについての基本的了解を確認するものである。

平成14年1月18日

韓昇洙（ハン・スンス）韓国外交通商部長官の来日について

- 1．韓昇洙（ハン・スンス）韓国外交通商部長官は、1月20日（日）から23日（水）まで、外務省賓客として来日する。
- 2．韓長官は、21日から予定されているアフガン復興支援国際会議に出席するとともに、田中眞紀子外務大臣との外相会談（22日午後）を行う予定である。

（参考：主要日程）

| | |
|------------|--------------|
| 1月20日（日） | 成田着 |
| 1月21日（月） | アフガン復興支援会議出席 |
| 1月22日（火）午後 | 日韓外相会談 |
| 1月23日（水） | 成田発 |

平成14年1月18日

アリ・トゥンシ・アルジェリア国家警察長官の来日について

- 1．アリ・トゥンシ・アルジェリア国家警察長官は、1月20日（日）から24日（木）まで、わが国の招待により来日する。
- 2．アリ長官は、滞在中、外務省および警察庁の幹部と会談するほか、警察関連諸施設の視察を行う予定である。

平成14年1月18日

日・EU規制改革対話の開催について

- 1．日・EU（欧州連合）規制改革対話は、1月23日（水）、ブリュッセルにおいて開催される。
- 2．この対話には、日本側から北島信一外務省経済局長を議長として関係省庁の代表が、EU側からフェルナンド・バレンスエラ欧州委員会対外関係総局次長を議長として欧州委員会関係部局の代表等が出席する。
- 3．今回の対話では、主として日本側からの対EU規制改革要望について意見交換が行われる予定である。

（参考）

この対話は、平成6年より日・EU規制改革対話の一環として毎年数回東京およびブリュッセルにおいて行われるもの。平成13年度は、第一回目の会合が10月に開催され、EU側からの対日要望を中心に意見交換が行われた。

平成14年1月18日

平成13年度在日米軍オリエンテーションプログラムの実施について

- 1．平成13年度在日米軍オリエンテーションプログラムが、1月22日（火）から25日（金）まで、外務省の主催により実施される。
- 2．このプログラムは、在日米軍の陸・海・空・海兵隊の現場レベルで指揮にあたる、日本に来て間もない若手将校または士官クラスを対象にわが国への理解を深めてもらうことを目的として実施している。本年は7回目にあたり、在日米軍の各軍より計20名（うち女性4名）が参加することになっている。
- 3．このプログラムにおいて一行は、植竹繁雄外務副大臣を表敬訪問するとともに、日本の経済や安全保障政策に関する講義を受講し、また、日本経済、文化に関する見学、体験学習等を行う。これらのプログラムを通じ、在日米軍の若手将校や士官クラスが日本の政治、社会、文化に対する理解を深めることにより、在日米軍と日本社会との良き隣人関係の強化ひいては日米関係の発展に資することが大いに期待されている。

平成14年1月18日

水産物の密漁・密輸問題に関する日露協議の開催について

- 1．水産物の密漁・密輸問題に関する日露協議は、1月21日（月）、22日（火）の両日、東京（三田共用会議所）において開催される。
- 2．この協議には、日本側から角崎利夫外務省欧州局審議官を団長とする外務省、法務省、財務省、水産庁、経済産業省および海上保安庁の関係者が、ロシア側からG．K．コバリョフ漁業国家委員会魚類資源保護・再生・規制局長を団長とする同委員会等の関係者がそれぞれ出席する予定である。
- 3．水産物の密漁・密輸問題については、これまで日露治安当局者間会合の場で取り上げられてきたが、生物資源の保護の観点から、密漁・密輸対策分野でのロシアとの一層の協力が重要となっている。今回の協議はこのような背景の下、開催されるものである。

平成14年1月18日

平成13年度南西アジア高校生招聘計画の実施について

1. 外務省は、平成13年度南西アジア高校生招聘計画に基づき、南西アジア6カ国（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン）の高校生ほか30名を、1月22日（火）から31日（木）までわが国に招待する。
2. このプログラムは一昨年8月に森喜朗総理（当時）が南西アジアを歴訪した際に表明したもので、今回が第一回目となる。その目的は、南西アジア諸国において将来各界の指導的立場に立つべき優秀な高校生を本邦に招待し、わが国青年との交流、産業・文化施設の視察等を通じ、日本に対する理解を深めてもらい、以て次代の日本と南西アジア諸国との友好関係を担ってもらおうとするものである。
3. 今回の招聘計画では、日本の高校を訪問しての高校生同士の討論会、ホームステイ、学生ボランティアの案内による大学視察、大学生との懇談などの交流を深めてもらう他、京都および広島への視察が予定されており、これにより日本に対する理解が深まることが期待される。

平成14年1月21日

国連小型武器会議の東京フォローアップ会合の開催について

- 1．国連小型武器会議（注1）の東京フォローアップ会合は、1月23日（水）から25日（金）まで、東京（ホテル日航東京）において、外務省の主催により開催される。
- 2．この会合には、30余の国連加盟国、国連をはじめとした国際機関、地域機関、NGO（非政府組織）等の政府関係者および専門家が参加する（議長は堂之脇光朗外務省参与）。
- 3．この会合では、「国連小型武器会議の全般的評価」、「行動計画の評価と課題」、「非政府主体に対する武器輸出の実態の規制の可能性」、「国際協力と援助」、「市民社会との協力」等が議題となっている。国連小型武器会議で採択された「行動計画」を如何に実現・発展させるかにつき、議論が行われる予定である。また、わが国が「行動する軍縮」の一環として力を入れていきたいと考えている紛争終了後の小型武器回収プロジェクトについても議論される予定である（注2参照。プログラムは別添）。

（注1）正式名は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」。2001年7月9～20日、ニューヨークで開催された。

（注2）なお、会議初日（23日）の冒頭および最終日（25日）の「市民社会と協力」のセッションおよび閉会式は公開。また、23日夜には杉浦正健外務副大臣主催レセプションを開催する予定。

平成14年1月22日

タンザニアに対する無償資金協力（食糧援助）について

1．わが国政府は、タンザニア連合共和国政府に対し、5億円を限度とする無償資金協力（食糧援助）を行うこととし、このための書簡の交換が1月22日（火）、ダルエスサラームにおいて、わが方佐藤啓太郎在タンザニア大使と先方ピーター・ングンブル大蔵次官（Mr. Peter Ngumbullu, Permanent Secretary, Ministry of Finance）との間で行われた。

2．タンザニアでは、干ばつや病害虫等の被害により食糧不足が生じており、同国農業省の推定によると、本年についても穀物不足が見込まれている。

このため同国政府は、国内の備蓄穀物を放出するとともに、自らの予算で緊急に食糧の輸入を進めているが、予算不足からなお食糧不足を解消することができない状況にある。

このような状況の下、タンザニア政府は、食糧の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月22日

タンザニアに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、タンザニア連合共和国政府に対し、1億6,648万円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月22日（火）、ダルエスサラームにおいて、わが方佐藤啓太郎在タンザニア大使と先方ピーター・ンゲンブル大蔵次官（Mr. Peter Ngumbullu, Permanent Secretary, Ministry of Finance）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、タンザニア政府が1998年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年9月から10月に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、タンザニアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、タンザニアとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。
- 5．なお、タンザニア政府は、本件供与資金のうち50%を目途として貧困削減財政支援基金（PRBS基金）に投入する予定である。PRBS基金は北欧諸国、英国等が資金を拠出しており、教育、医療等の優先度の高い分野に用途が特定され、効率的な活用が期待される。

平成14年1月22日

わが国とスロバキア共和国との間の一般旅券所持者に対する
査証の免除に関する口上書の交換について

- 1．わが国とスロバキア共和国との間の一般旅券所持者に対する査証の免除に関する口上書の交換が、1月22日（火）ブラチスラバにおいて、わが方石田寛人在スロバキア大使と先方クカン外務大臣との間で行われた。
- 2．この口上書の交換により、両国は本年3月22日より、90日以内の短期滞在を目的として自国に入国を希望する相手国国民に対し、査証を取得することなく入国することを認める等の措置がとられることとなる。
但し、この措置は就職または就業する意図をもって入国する者には適用されない。
- 3．わが国とスロバキアは良好な関係にあるところ、今回の措置により、両国間の経済、観光面を始めとする交流が一層増進され、二国間関係がさらに緊密化していくことが期待される。

平成14年1月22日

スロバキアのマテイ・フレベンダ盲人用図書館に対する
文化無償協力について

1．わが国政府は、スロバキア共和国政府に対し、マテイ・フレベンダ盲人用図書館が録音機材を購入するため（the supply of recording equipment to the Matej Hrebenda's Slovak Library for the Blind in Levoca）、4,920万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月22日（火）、ブラチスラバにおいて、わが方石田寛人在スロバキア大使と先方エドゥアルト・クカン外務大臣（H. E. Dr. Eduard Kukan, Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。

2．マテイ・フレベンダ盲人用図書館は、1948年に設立されたスロバキアで唯一の盲人用図書館であり、主に視聴覚障害を持つ子供を対象に図書録音、点字図書の作成・録音・貸出し、盲人用外国語学習教材の貸出し等を行っている。また、遠隔地の視聴覚障害者に対しては、郵送による貸出しを行うなど、スロバキア全土の視聴覚障害者にとって極めて貴重な役割を担っている。同図書館は、今後デジタル録音等により、図書の拡充を図ることとしているが、財政的な理由により新たな機材の購入が困難な状況にある。

このような状況の下、スロバキア政府は、マテイ・フレベンダ盲人用図書館が録音機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月22日

モロッコの「地方村落妊産婦ケア改善計画」に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、モロッコ王国政府に対し、「地方村落妊産婦ケア改善計画」(Projet d'amélioration des soins de santé maternelle en milieu rural)の実施に資することを目的として、4億6,500万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、1月22日(火)ラバトにおいて、わが方佐藤裕美在モロッコ大使と先方タミ・エル・カイアリ保健大臣(THAMI EL KHYARI, Ministre de la Santé)との間で行われた。
2. モロッコでは医療水準の向上が課題であるが、とりわけ妊産婦に対する保健医療整備は遅れている(モロッコの妊産婦死亡率は10万人あたり230人に対し、チュニジアの妊産婦死亡率は10万人あたり70人。)。また、都市部と農村部との間で格差が著しく、都市部における妊産婦死亡率は10万人あたり125人に対し、地方部では307人、更に地方部における妊産婦検診率は21%、施設分娩率は27%となっており、地方村落部における妊産婦に係る保健医療体制は深刻な状況にある。こうした状況を改善するため、モロッコ政府は、「保健開発計画」を策定し、母子保健関連事業の強化および都市・農村部の公共保健施設の格差是正を優先課題に掲げ、地方村落部における母子保健医療分野に係る施設の建設、同施設ネットワークの整備および運営改善などに取り組んでいる。しかしながら、フェズ・ブルマン州、メクネス・タフィラレット州およびグルミン・エスマラ州は、同国の最貧困地域でありながら、財源不足などにより、産科施設などの整備が大幅に遅れている。

このような状況の下、モロッコ政府は、緊急性の高いフェズ・ブルマン州、メクネス・タフィラレット州およびグルミン・エスマラ州における、適切な妊産婦検診・治療を可能とする医療体制の整備を目的とした「地方村落妊産婦ケア改善計画」を策定し、この計画の実施のための産科関連施設の建設および産科機材などの整備に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

なお、今回は計画の第1期目として、フェズ・ブルマン州およびメクネス・タフィラレット州における8カ所の産科関連施設の増築、産科関連機材、救急車および巡回車の調達を実施する。

平成14年1月22日

ウクライナのシェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場に対する
文化無償協力について

1. わが国政府は、ウクライナ政府に対し、シェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場が音響機材および楽器を購入するため(the Supply of sound audio equipment and musical instruments to the Ukrainian National Academic Opera and Ballet Theater Named After T.G Shevchenko)、4,860万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月22日(火)、キエフにおいてわが方本田均在ウクライナ大使と先方オレクサンドル・シュラパック経済・欧州統合大臣(Olexander Shlapak, Minister of Economy and European Integration of Ukraine)との間で行われた。
2. ウクライナの首都キエフにあるシェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場は、ボリショイ劇場(モスクワ)、マリンスキー劇場(サンクトペテルブルグ)と並ぶ旧ソ連の3大劇場の1つであり、国際コンクールでの入賞者をはじめ、旧ソ連全体およびウクライナの代表的な芸術家が活躍することでも有名な劇場である。しかし、長年修理をしつつ使用してきた各種機材と楽器の老朽化が著しく、これ以上の使用が困難であるにもかかわらず、予算が逼迫しているため、音響機材および楽器の更新ができず、支障をきたしている。
このような状況の下、ウクライナ政府は、シェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場が音響機材および楽器を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月23日

シャナナ・グスマン前CNRT議長の来日について

- 1．シャナナ・グスマン前CNRT（チモール抵抗民族評議会）議長は、1月28日（月）から2月2日（土）まで、わが国政府の招待により来日する。
- 2．グスマン前議長は、滞在中、わが国政府要人等と会談し、独立を控えた今後のわが国と東チモールとの友好関係、東チモールの国民和解のあり方等につき協議を行なう予定である。また、沖縄県を訪問し、稲嶺恵一知事と会見する他、JICA（国際協力事業団）の施設を見学する予定である。
- 3．グスマン前議長は、東チモールの独立運動の指導者であり、4月に予定されている大統領選挙の最有力候補でもある。今次訪問時における同氏との関係強化が、独立後の東チモールとの友好関係の基盤を構築するものと期待される。

（参考）

- 1．東チモールでは、国連東チモール暫定行政機構（UNTAET）の下で、独立と国造りのためのプロセスが進展しており、昨年8月30日には憲法制定議会選挙が行われ、その結果を受けて、同年9月20日に東チモール人閣僚からなる東チモール行政府（ETPA：East Timor Public Administration）が発足した。
- 2．今後は、憲法の採択、4月の大統領選挙の実施を経て、5月20日に独立が予定されている。

平成14年1月23日

ラオスに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

- 1．わが国政府は、1978年3月の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議決議にそって、ラオス人民民主共和国政府に対し、5,394万円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月23日（水）、ビエンチャンにおいて、わが方宮本吉範在ラオス大使と先方ポンサワート・ブーパ外務副大臣（Mr. Phongsavath BOUPHA, Vice-Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。
- 2．この無償資金協力は、ラオス政府が1988年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成13年9月から10月までに返済期限の到来した元本および約定利息のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。
- 3．この無償資金協力により贈与する資金は、ラオスの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。
- 4．前述のTDB閣僚会議では、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に鑑み、ラオスとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年1月24日

「第1回南西アジア元日本留学者の集い」の開催について

1. 外務省は、「第1回南西アジア元日本留学者の集い」を1月28日(月)から2月3日(日)まで開催する。
2. この「集い」は2000年8月の森喜朗総理(当時)の南西アジア諸国訪問を受けて開始するもので、第1回目である今回は南西アジア5カ国(インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ)から計13名の元日本留学生のリーダーを招待するものである。
3. 一行は、滞在中、外務省において日本と南アジアの政治・経済・外交関係に関する講演会や、各国においてそれぞれ組織されている同窓会組織(帰国留学生会)の活動報告会に参加するほか、幕張新都心や国際研究交流大学村を視察する予定である。その他、参加者は、各自の専門分野に関する資料収集等も行う予定である。
4. 外務省としては、日本での実際の生活経験を踏まえ、それぞれの母国における日本の理解者である留学経験者との関係強化を重視しており、そのための一環としてこの「集い」を実施するものである。本事業は、日本留学の経験を生かして南西アジア各国で活躍している元留学生を日本に招き、元留学生あるいは同窓会組織相互のネットワークの構築・促進および最新の日本事情についての理解を深め、わが国関係者との旧交を温めること等を目的としている。同様の事業である東南アジア諸国の元留学生を招待する「集い」は1974年から、また、中国・韓国の元留学生の「集い」は1989年からそれぞれ実施している。

平成14年1月24日

マリの「第二次小学校建設計画」に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、マリ共和国政府に対し、「第二次小学校建設計画(Projet de construction des salles de classe d'écoles fondamentales au Mali)」の実施に資することを目的として、4億3,400万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、1月24日(火)セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在マリ大使(セネガルにて兼轄)と先方ファトゥマタ・ディアル在セネガル・マリ大使(Madame Fatoumata DIALL, Ambassadeur de la République du Mali au Sénégal)との間で行われた。
2. マリでは、1982年以来、構造調整計画の下で緊縮財政政策が採られてきたため、教育関連予算が逼迫して初等教育施設等の整備が遅れており、初等教育の就学率は男子47%、女子33%とサブサハラのアフリカ諸国の中でも著しく低く、成人識字率も男子48%、女子12%と低迷している。特に、人口流入の著しい都市部における教室不足は深刻であり、多くの学校では午前と午後の二部授業制を採用せざるを得なくなっている。また、教員1名に対する児童数は100名にも達している場合が少なくない。他方、農村部においては教室数が不足しているため、藁小屋や老朽化した教室等適切といえない環境での授業を強いられている。

こうした状況を改善すべく、マリ政府は「教育開発10カ年計画」を策定し、2010年までに初等教育の就学率を95%に引き上げることを目標に定め、わが国や他のドナー(援助国)の協力を得ながら、教育関連施設の整備を通じた教育環境の改善に努めている。

このような状況の下、マリ政府は、初等教育の就学率向上および教育環境の整備を目的とした「第二次小学校建設計画」を策定し、この計画のための施設建設および関連機材調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月24日

平成13年度アジア大洋州地域大使会議の開催について

1. 外務省は、平成13年度アジア大洋州地域大使会議を、1月30日（水）から2月1日（金）まで、東京（三田共用会議所）において開催する。
2. この会議には、インド、インドネシア、ベトナム、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、香港から大使・総領事が参加し、また本省側から田中眞紀子外務大臣、植竹繁雄外務副大臣、杉浦正健外務副大臣、今村雅弘外務大臣政務官、松浪健四郎外務大臣政務官、水野賢一外務大臣政務官、野上義二外務事務次官、田中均アジア大洋州局長ほか関係者が出席する予定である。
3. この会議では、わが国のアジア大洋州外交の現状と展望、アジア大洋州地域の直面する課題とわが国の対応等に関し、幅広い意見交換を行う予定である。

平成14年1月24日

セネガルにおける洪水災害に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は1月24日（木）、洪水により大きな被害を受けているセネガル共和国政府に対し、緊急援助として、テント、毛布、スリーピング・マットからなる緊急援助物資（約1,500万円相当）を供与することを決定した。
- 2．セネガルでは、本年1月中旬に集中豪雨に見舞われ、セネガル河を始めとする河川の異常な増水による氾濫で同国北部地域において洪水が発生したため、家屋の喪失、農地の冠水等の被害を受け、現在10万人が被災し、更に拡大の様相を呈している。このため、セネガル政府は、自ら緊急援助物資購入費用の緊急支出、被災民への食糧配給などの救援活動にあたるとともに、わが国を含む国際社会に対し、緊急援助を要請した。
- 3．わが国政府としては、今次災害の深刻さおよび日本・セネガルの友好関係に鑑み、人道上の観点から緊急援助を行うこととしたものである。

平成14年1月25日

ウズベキスタンにおける干ばつ被害に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は1月25日（金）、ウズベキスタン共和国政府に対し、同国が直面する干ばつ対策を支援するため、5,000万円相当の緊急援助（無償資金協力）を行うことを決定した。
- 2．ウズベキスタンでは、過去2年間続いた干ばつにより被害を受けており、特に西部カラカルパクスタン自治共和国およびホレズム州では約60万人が所得を全く失い、5歳以下の乳幼児の17.3%が栄養失調状態にあるなど、深刻な被害を受けている。このような状況を受け、昨年10月および12月に、スルターノフ首相は中山恭子在ウズベキスタン大使に対して緊急支援を要請した。今回の緊急無償はこの要請に応じて供与されるものである。
- 3．この緊急援助は、わが国政府が昨年9月19日に公表した「米国における同時多発テロへの対応に関するわが国の措置」のうち、「周辺国および関係諸国に対する人道的・経済的その他の必要な支援」の一環として実施することとし、今般のアフガニスタン復興支援国際会議の開催に際して行うこととしたものである。

平成14年1月25日

タジキスタンにおける干ばつ被害に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は1月25日（金）、タジキスタン共和国政府に対し、同国が直面する干ばつ対策を支援するため、5,000万円相当の緊急援助（無償資金協力）を行うことを決定した。
- 2．タジキスタンでは、過去2年間続いた干ばつにより全土で約100万人が影響を受けており、特に南部のハトロン州および北部のソグド州で約58万人が深刻な被害を受けている。このような状況を受け、昨年10月にアキロフ首相は小泉純一郎総理大臣に対して緊急支援を要請した。今回の緊急無償はこの要請に応じて供与されるものである。
- 3．この緊急援助は、わが国政府が昨年9月19日に公表した「米国における同時多発テロへの対応に関するわが国の措置」のうち、「周辺国および関係諸国に対する人道的・経済的その他の必要な支援」の一環として実施することとし、今般のアフガニスタン復興支援国際会議の開催に際して行うこととしたものである。

平成14年1月25日

フィジー諸島の「フィジー国新医薬品供給センター建設計画（詳細設計）」
に対する無償資金協力について

- 1．わが国政府は、フィジー諸島共和国政府に対し、「フィジー国新医薬品センター建設計画（詳細設計）（the project for Construction of the New Pharmaceutical Services Center）」の実施に資することを目的として、5,400万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月25日（金）、スバにおいて、わが方村山比佐斗在フィジー大使と先方カリオパテ・タヴォラ外務貿易大臣（The Honourable Mr. Kaliopate Tavola, Minister for Foreign Affairs and External Trade）との間で行われた。
- 2．フィジーをはじめとする太平洋島嶼国では、国内で使用する医薬品や医療消耗品を輸入によってまかなっているが、人口規模が小さいこと、離島であるという地理的条件、輸送手段の不備などを背景に、医薬品購入において割高な価格体系を強いられるとともに安定的な供給にも大きな問題を抱えている。また、同国保健省医薬品局の所有する医薬品倉庫は、施設の老朽化による漏水の危険、過剰な積み重ね、不十分な温度管理等、医薬品にとって劣悪な保管環境となっている。このような環境は、医薬品のロット管理と在庫管理の不備を助長させ医薬品の品質低下を招いている。

このような状況の下、フィジー政府は、周辺の太平洋島嶼国と共に医薬品を共同大量購入し適切な環境での医薬品の保管および物流の管理することを目的に「フィジー国新医薬品供給センター建設計画」を策定し、この計画の実施のための医薬品供給センターの建設の詳細設計に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月25日

ラオスの「ワット・プー遺跡保存環境整備計画」
に対する文化遺産無償について

1. わが国政府は、ラオス人民民主共和国政府に対し、「ワット・プー遺跡保存環境整備計画」(the Project of Preparation for Conservation of Vat Phou Archaeological Site) の実施に資することを目的として、2億4,460万円を限度とする額の文化遺産無償を行うこととし、このための書簡の交換が1月25日(金)、ビエンチャンにおいて、わが方宮本吉範在ラオス大使と先方ポンサワット・プーパ外務副大臣(H.E.Phongsavath Boupha, Vice Minister of Foreign Affairs)との間で行われた。
2. ラオスのワット・プー遺跡は、5世紀から12世紀にかけメコン川流域に栄えたアンコール期のクメール様式の石造建造物で構成され、歴史的・考古学的に貴重な遺跡であり、昨年12月には世界遺産への登録も決定された。同遺跡は、背後にある急峻な山より流下する雨水の浸入によって遺跡の基礎部分が破壊され、遺跡全体が崩壊の危機に瀕している。ラオス政府は、同遺跡救済のため国際社会へ援助を要請し、これまでわが国はユネスコ文化遺産保存日本信託基金を通じ環境管理計画の策定等を行ってきた。ラオス政府はこうした管理計画に基づき同遺跡の保存に向け努めているが、遺跡崩壊の防止に必要な設備や機材ならびに人材が不足しているのが現状である。

このような状況の下、ラオス政府は、「ワット・プー遺跡保存環境整備計画」を策定し、この計画のためのワット・プー遺跡の崩壊防止および保存に必要な排水施設および出土品保管庫の建設ならびに遺跡の調査・計測・記録用機材を整備するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化遺産無償を要請してきたものである。
3. 文化遺産無償は、人類共通の財産である文化遺産の保存・活用のために開発途上国が行っている活動を支援するため、平成12年度より導入されたものである。

平成14年1月25日

コンゴ民主共和国における火山噴火災害に対する緊急援助について

- 1．わが国政府は1月25日（金）、火山噴火災害に見舞われたコンゴ民主共和国政府に対し、20万ドルの緊急援助（無償資金協力）並びに毛布、テント、ポリタンクおよびプラスチックシートからなる約2,200万円相当の緊急援助物資、あわせて総額約4,340万円相当の緊急援助を行うことを決定した。
- 2．コンゴ民主共和国では、1月17日、東部地域のニイラゴンゴ火山が噴火し、麓のゴマ市住民を中心に150名程度の死者のほか、約60万人の被災者が発生している。このため、コンゴ民主共和国政府は、自ら救援活動にあたるとともに、わが国を含む国際社会に対し、緊急援助を要請した。
- 3．わが国政府としては、今次災害の深刻さおよび日本・コンゴ民主共和国の友好関係に鑑み、人道上の観点から緊急援助を行うこととしたものである。

平成14年1月25日

ウズベキスタンのウズベキスタン・テレラジオ国营会社に対する
文化無償協力について

1．わが国政府は、ウズベキスタン共和国政府に対し、ウズベキスタン・テレラジオ国营会社が番組ソフトを購入するため（the Supply of Japanese TV programs to the Uzbek Television and Radio Company）、3,880万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月25日（金）、タシケントにおいてわが方中山恭子在ウズベキスタン大使と先方ガニエフ・エリヤル・マジドビチ対外経済関係省大臣（Ganiev El'yar Madzjidovich/ Minister of Foreign Economic Relations）との間で行われた。

2．ウズベキスタン・テレラジオ国营会社は、ウズベキスタン全土で報道、文化教育およびスポーツ等のラジオとテレビ放送を行っており、旧ソ連政権の下で長年にわたり幅広い情報から隔離されていたウズベキスタン国民の知る権利を担保する報道機関であり、報道を通じて同国の文化・教育およびスポーツの振興のために重要な役割を果たしている。しかし、旧ソ連から独立後も財政状況が困難なため、独自に番組を作成することや他国から番組ソフトを購入することに支障をきたしている。

このような状況の下、ウズベキスタン政府は、ウズベキスタン・テレラジオ国营会社が番組ソフトを購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月25日

スワジランドに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

- 1．わが国政府は、スワジランド王国政府に対し、2億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が1月25日（金）、ムババーネにおいて、わが方榎泰邦在スワジランド大使と先方グドゥザ王子・経済計画開発大臣（The Honourable Prince Guduza, Minister of Economic Planning and Development of the Kingdom of Swaziland）との間で行われた。
- 2．スワジランドでは、農業が基幹産業であり、全農地の4割を占めるプランテーション（大規模農業）でサトウキビ、パルプ用樹木、柑橘類、パイナップル等が生産されている。

その一方で、同国全耕作地の6割を占める小規模農家は、主要食用作物であるトウモロコシ、小麦等を生産しているが、天水に頼る前近代的農業が営まれているため、生産量は国内需要に満たず、不足分を輸入することで補っている。このため同国政府は、食糧自給の達成を国家開発政策上の重要課題とし、主要食物栽培の近代化を目指す食糧増産計画の実施に取り組んでいる。

このような状況の下、スワジランド政府は、主要食用作物を生産する小規模農家の生産力向上を目的とした食糧増産を図るべく、肥料および農機の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである

平成14年1月28日

ベナンに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

1．わが国政府は、ベナン共和国政府に対し、2億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月28日（月）コトヌにおいて、わが方黒川祐次在ベナン大使と先方コラウォレ・アントワーヌ・イジ外務・アフリカ統合大臣（KOLAWOLE ANTOINE IDJI, MINISTRE DES AFFAIRES ETRANGERES ET DE L'INTEGRATION AFRICAINE）との間で行われた。

2．ベナンでは、農業は基盤が未整備で自然条件の影響を受けやすいことから、農業生産性が低く、常に不安定な状況にある。加えて、農業人口の増加率（年1.4%）は国民全体の人口増加率（年3.4%）に比べ低く、今後、農業人口比率の減少が予想されるため、食糧の安定供給が危ぶまれている。また、近年耕地面積の拡大により食糧生産は増加傾向にあるものの、土地生産性の向上は依然として課題となっており、これが食糧増産に対する大きな障害となっている。これは、同国の農業が依然として伝統的農法に依存し、農業資機材の投入が極めて立ち遅れていることに起因している。

このような状況の下、ベナン政府は現在の伝統的農法から近代的農法への移行により土地生産性の向上を積極的に進めるための食糧増産計画を策定し、この計画のための農業機材の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月28日

ベナンの青年・スポーツ・余暇省に対する文化無償協力について

1. わが国政府は、ベナン共和国政府に対し、青年・スポーツ・余暇省がスポーツ器材（柔道、空手用器材）を購入するため（the supply of sports equipment to the Ministry of Youth, Sports and Leisures）、2,120万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月28日（月）、コトヌにおいて、わが方黒川祐次在ベナン大使と先方コラウォレ・アントワーヌ・イジ外務・アフリカ統合大臣（Kolawol Antoine IDJI, Ministre des Affaires Etrangères et de l'Intégration Africaine）との間で行われた。
2. ベナンでは、青年・スポーツ・余暇省の監督の下、様々なスポーツ連盟が活動を行っている。中でも、1963年に設立されたベナンアマチュア柔道連盟は1万2,000人の競技人口を擁し、国内のリーグ戦、国際大会に積極的に参加している。また、1974年に設立されたベナンアマチュア空手連盟も7,000人の競技人口を擁して活動に励んでいる。しかし、両連盟とも練習・競技に必要な器材は老朽化したり、そもそも数量が不足しており、新たな器材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

このような状況の下、ベナン政府は、青年・スポーツ・余暇省がスポーツ器材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成14年1月28日

イワノフ・ロシア連邦外務大臣の来日について

- 1．イーゴリ・セルゲーヴィッチ・イワノフ・ロシア連邦外務大臣は、随員とともに2月1日（金）から3日（日）まで外務省賓客として来日する。
- 2．イワノフ外相は、滞在中、田中眞紀子外務大臣と平和条約締結問題日露合同委員会・共同議長間会合および日露外相会談を行う予定である。

平成14年1月28日

A P E Cメンバーに対する短期（商用）数次査証
の発給基準見直し措置について

1. わが国政府は、1月28日（月）、A P E C（アジア太平洋経済協力会議）域内における人的移動のより一層の円滑化を図るため、現在短期（商用）滞在数次査証を発給しているA P E Cメンバーについて、その発給基準を緩和することを決定した。なお、本件措置は2月15日より実施する。
2. 具体的な緩和措置は以下の通りである。
 - （1）対象者を「常勤取締役以上の地位にある者」または「3年以上管理職（課長相当以上）にある者」から「管理職（課長相当以上）」または「3年以上の常勤職員」へ緩和。
 - （2）中国の対象企業に「中国において工商登記および税務登記を共にしている企業で、かつ、中国またはその他の国・地域の株式市場に上場している企業」等を追加。
3. わが国はA P E Cの一員としてアジア太平洋地域の人的交流の促進を重要視しているところ、今次措置の実施によって、より一層の域内人的交流が深まることが期待される。

平成14年1月30日

「日独フォーラム」第10回会合の開催について

1. 「日独フォーラム」第10回会合は、2月2日(土)から4日(月)まで、東京(ホテル・オークラ)において開催される。
2. この会合には、日本側から村田良平座長代行(外務省顧問、元駐独大使)をはじめとした17名が、ドイツ側からウルリッヒ・カルテリエリ座長(ドイツ銀行監査役)をはじめとした18名が、それぞれ参加する予定である。
3. この会合では、「対米同時多発テロについての日独の取組」、「中央アジア」、「世界貿易システム」、「技術革新と経済発展」、「知的・文化交流における日独協力」といったテーマの下、二国間関係のみならず、幅広くグローバルな視点から意見交換を行う予定である。

(参考)日独フォーラムは、1992年4月の日独首脳会談において、両国の関係強化と相互理解の増進を目的として両国各界有識者が自由な討議を行う場として創設されたもの。途中、メンバーの交替を行いつつ、毎年、東京とベルリンにおいて交互に開催されてきた。会合終了後、会合における各メンバーの意見を集約しつつ、今後の日独関係のあり方についての提言として、共同議長声明が両国首脳に提出されており、今回も会合後しかるべきタイミングにて提出される(公表予定)。

平成14年1月31日

ガンビアに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

- 1．わが国政府は、ガンビア共和国政府に対し、1億7,000万円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、1月30日（日本時間31日）セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）と先方バイ・ウスマン・セッカ在セネガル・ガンビア共和国高等弁務官（Mr. Bai Ousman SECKA, High Commissioner of the Republic of The Gambia in the Republic of Senegal）との間で行われた。
- 2．ガンビアにおいて、農業は労働人口の80%近くを雇用し、国内総生産の約27%を生産する基幹産業である。同国の主要食糧作物としては米の他、ソルガム、ミレット等の雑穀およびトウモロコシが生産されている。しかしながら、これら主要作物の多くは生産性の低い伝統的農法によって栽培されており、その生産高は国内の食糧需要に追いついていない。食糧自給率は約50%と低迷し、不足分は米、小麦等の輸入に依存している。

このため、同国政府は1998年に、2020年までに中所得国に引き上げることを目標とした国家開発指針「ビジョン2020」および「農業・資源に関する中期戦略」を策定し、作物の増産という目標を設定した。

このような状況の下、ガンビア政府は、土地生産性の向上を図り米を中心とした国内の自給を達成するための食糧増産計画を策定し、この計画のための農業機械および肥料、農薬の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

平成14年1月31日

モーリタニアの「キファ市飲料水供給施設整備計画（詳細設計）」ほか1件
に対する無償資金協力について

1. わが国政府は、モーリタニア・イスラム共和国政府に対し、「キファ市飲料水供給施設整備計画（詳細設計）」の実施に資することおよび「債務救済のための無償援助」として、総額1億9,156万3,000円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が1月31日（木）セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在モーリタニア大使（セネガルにて兼轄）と先方モハメド・アブデルラヒマン・ウルドゥ・モワン在セネガル・モーリタニア大使(Monsieur Mohamed Abderrahmane OULD MOINE, Ambassadeur de la République Islamique de Mauritanie au Sénégal) との間で行われた。

(1) 「キファ市飲料水供給施設整備計画（詳細設計）」

(Projet d'aménagement des installations d'approvisionnement en eau potable dans la ville de Kiffa)

供与限度額：3,500万円

(2) 「債務救済のための無償援助」

供与額：1億5,656万3,000円

2. (1) 「キファ市飲料水供給施設整備計画（詳細設計）」

モーリタニア内陸の都市キファ市は、70年代から80年代にかけて起こった干魃の影響で流入した遊牧民が定住化して人口が急増し、人口1万人の小都市から8万3,000人(2001年)を抱える同国第3の都市に成長した。このような急激な人口増加にもかかわらず、キファ市のインフラ整備は、同国政府の厳しい財政状況の下で遅れており、特に生活の基盤となる飲料水供給施設は未整備で、住民は飲料水を既存の浅井戸および水売りの行商に依存している。また、水量が絶対的に不足している上、水源の浅井戸の汚染が急激に進んでおり、このままの状態では住民の保健・衛生環境のさらなる悪化が懸念される。

このような状況を打開するため、モーリタニア政府は1994年、キファ市の飲料水供給施設の整備をわが国に対して要請した。わが国は、同市における給水システムを建設するための水源および水量等を確認するため、1997年、1998年に開発調査を実施した。その結果、将来の人口増加を考慮してもなお十分な水源および水量が確認され、優先的計画として2005年の予想人口に対応する給水計画が策定された。

このような状況の下、モーリタニア政府は、この開発調査の結果を踏まえて、深井戸を水源とする配水施設の建設・整備および地域住民参加型の施設の維持管理体制の確立をめざす「キファ市飲料水供給施設整備計画」を策定し、この計画のための詳細設計に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

(2) 「債務救済のための無償援助」

この無償資金協力は、モーリタニア政府が1998年3月31日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成14年度9月から10月期に返済期限の到来した元本および約定利息のうちの返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。

この無償資金協力により贈与する資金は、モーリタニアの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。

1978年3月、国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）閣僚会議が開催され、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ODA）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。この無償資金協力は、この決議に鑑み、モーリタニアとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成14年1月31日

アゼルバイジャンに対する無償資金協力（食糧増産援助）について

1．わが国政府は、アゼルバイジャン共和国政府に対し、4億円を限度とする額の無償資金協力（食糧増産援助）を行うこととし、このための書簡の交換が1月31日（木）、バクーにおいて、わが方廣瀬徹也在アゼルバイジャン大使と先方イルシャド・アリエフ農業大臣(Mr. Irshad ALIYEV, Minister of Agriculture)との間で行われた。

2．アゼルバイジャンは1991年に旧ソ連から独立したが、旧ソ連の解体、ナゴルノカラバフ紛争等によって経済状況は低迷した。しかしながら、1995年にIMF（国際通貨基金）の経済構造改善計画を受け入れて以来、徐々に回復の兆しを見せつつある。

農業は、同国経済の中心分野であり、肥沃な川沿いの平野部を中心に行われていたが、紛争により多くの耕作地が使用できない状況にある。また、同国の主要食用作物は小麦、ジャガイモであるが、旧ソ連時代の農業機械の老朽化が激しく、食糧自給のためには農業機械の更新をいかに図っていくかが大きな課題である。

アゼルバイジャンでは、1999年3月に制定された農業基本法においても、旧農業基本法と同様、更なる小麦の自給率向上が規定されており、農業機械の近代化を図り、小麦の収量増、収穫率の向上を目指している。

このような状況の下、アゼルバイジャン政府は主要作物である小麦の増産を図るべく農業機械の調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

3．この計画の実施により、アゼルバイジャンの食糧の早期自給達成に寄与することが期待される。

平成14年1月31日

アフガニスタンへの海外危険情報調査ミッションの派遣について

1. 外務省は、現在、海外危険情報危険度5「退避勧告」が発出されているアフガニスタン、とりわけカブール周辺に対する、危険度を見直すことを念頭に、海外危険情報調査ミッションを2月5日（火）から14日（木）まで同国に派遣し、治安状況および邦人の安全確保についての現地調査を行う。
2. 同ミッションは、外務省領事移住部職員を中心とする5名で構成され、カブールにおいて、現地の治安情勢の視察・調査を行うとともに、暫定行政機構幹部、ISAF（国際治安支援部隊）治安担当責任者、カブール警察責任者、国際機関、NGO（非政府組織）関係者等との意見交換・情報収集を実施する予定である。
3. 現在アフガニスタンに対しては海外危険情報として危険度5「退避勧告」（継続）を発出しているが、昨年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、米軍等によるタリバーンの軍事施設等に対する攻撃、暫定行政機構の成立、アフガニスタン復興支援国際会議に見られる国際支援の機運の高まり、ISAFのカブールにおける展開等、アフガニスタン情勢が急展開しており、これに伴い今後、わが国の経済協力関係者、マスコミ関係者、NGO関係者等邦人が続々アフガニスタンを訪問・滞在することが予想される状況の下、現地の情勢を踏まえて適時適切な海外危険情報の提供を行うとの観点から海外危険情報調査ミッションを派遣し、現地調査を行うこととしたものである。